

# 1. 森林計画制度の体系

森林計画制度は、森林経営が森林所有者等の意志に基づいて行われるものであることを基本として、国・県・市町村の各地域・行政レベルで計画を策定し、その達成に必要な措置をとる構成になっています。

【政府】

<b>森林・林業基本計画</b> (森林・林業基本法第11条 おおむね5年ごとに変更)
① 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針 ② 森林の多面的機能の発揮、林産物の供給及び利用に関する目標の設定 ③ 森林及び林業に関する、総合的かつ計画的に講ずべき施策 ④ 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項



即して

【農林水産大臣】

<b>全国森林計画</b> (森林法第4条 15年を一期として5年ごとに樹立)
① 国の森林関連政策の方向 ② 森林の整備に関する事項 ③ 地域森林計画等の指針



【都道府県知事】

即して

<b>地域森林計画 (民有林)</b> (森林法第5条 10年を一期として5年ごとに樹立)
① 都道府県の森林関連施策の方向 ② 伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等 ③ 森林区分の基準、整備に関する事項等 ④ 市町村森林整備計画の指針

【森林管理局長】

即して

<b>国有林の地域別の森林計画</b> (森林法第7条の2 10年を一期として5年ごとに樹立)
① 国有林の森林整備及び保全の方向 ② 伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等



調整



適合して

【市町村】

<b>市町村森林整備計画</b> (森林法第10条の5 10年を一期として5年ごとに樹立)
① 市町村が講ずる森林政策の方向 ② 森林の区分、施業の方法、整備に関する事項 ③ 森林所有者等が行う伐採、造林の規範等



【森林所有者】 適当であること

適合して

<b>森林経営計画</b> (森林法第11条 5年を一期として作成)
・ 森林所有者等が所有等する森林について自発的に作成する具体的な森林経営の実施に関する5年間の計画

<b>一般の森林所有者に対する措置</b>
・ 伐採及び伐採後の造林の届出 ・ 森林の土地の所有者となった旨の届出 ・ 施業の勧告 等